

# マイナンバー制度について重要なお知らせ

## マイナンバー制度とは？

日本国内の住民票を有する全ての人に1人1番号を指定するもので、日本に住む外国人研究者・留学生の皆様にも個人番号（マイナンバー）が与えられます。この番号は社会保障や税などの行政手続きで利用されます。

住民登録を行った後、居住地の市（区）役所からマイナンバーが書かれた「通知カード」が送られてきますので、大切に保管してください。

## マイナンバー「通知カード」の見本

「通知カード」が各郵便局から**各世帯に「簡易書留」**で発送されます。



【通知カード（表面）】

【通知カード（裏面）】



## マイナンバーは次のような場面で使います。

- 雇用者（就職先やアルバイト先に提示します）に提示します。
- 外国へ送金する／外国からの送金を受取るとき銀行で提示します
- 市（区）役所での行政手続きのとき提示します。

## 注意すること！

- 捨てたり破ったりせず大切に保管してください。
- 他の人に自分のマイナンバーを教えないでください。
- 在留カードの番号もマイナンバーと同じ12桁なので、混同して間違わないように注意してください。

## マイナンバー制度の詳しい情報は、以下のサイトを参照してください。

### 【English】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/english.html>  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/en2.pdf>

### 【Chinese】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/chinese-kantaiji.html>  
[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/cn\\_kan\\_all.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/cn_kan_all.pdf)

### 【Korean】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/korean.html>  
[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kr\\_all.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kr_all.pdf)